

# 平成18年度 予算編成要領

## 第1 予算編成の基本方針

国においては、平成18年度の予算について、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」を踏まえ、歳出改革路線を堅持・強化し、従来にも増して、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と予算配分の重点化・効率化を実施するとし、また、地方財政についても、給与関係経費、投資的経費、一般行政経費等の地方歳出全般について徹底した見直しを行い、地方交付税総額を抑制することとしている。

地方公共団体に対しては、本年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（以下「新地方行革指針」という。）」が示されるなど、一層積極的な行政改革の推進が求められているところである。

平成18年度以降の本県を取り巻く財政環境は、県税や地方交付税などの一般財源の動向が不透明であり、また、職員の退職手当や社会保障関係経費の大幅な増加が見込まれるなど、依然として厳しい状況が予想される。したがって、昨年策定した「財政改革プログラム」を踏まえ、持続可能な財政構造への転換を図るため、引き続き財政健全化の取り組みを着実に推進する必要がある。

このような状況の中、平成18年度の予算編成にあたっては、すべての分野において『効率的で質の高い県庁』志向を徹底し、アウトソーシング等経営効率化の推進と事業の抜本的な洗い直しに努めるとともに、あらゆる歳入の確保策を講じることにより、生み出した財源を、県民が真に必要とする事業に重点的かつ効率的に配分し、メリハリの効いた予算を編成することを基本とする。

## 第2 総括的事項

### 1 『効率的で質の高い県庁』志向の徹底

(1) すべての分野で『効率的で質の高い県庁』志向を取り入れ、行政コストの節約に徹するとともに、県民の視点で事業の厳しい取捨選択を行い、施策の重点化・効率化を推進すること。特に、以下のような新しい手法も導入するので、積極的に取り組むこと。

民間委託の活用や市場化テストの導入など、人件費等の削減を図るため、「経営効率化コンペ」を実施（別途通知）。

従来の使い切り予算を是正し、計画的な予算執行と節減努力を促すとともに、新たな工夫による歳入の確保を図るため、「メリットシステム」を導入（別途通知）。

(2) 新規施策並びに重点施策などの追加財政需要に対応するため、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、既存施策の廃止・縮小を図ること。

(3) 年度内に見込まれる財政需要を可能な限り要求に盛り込む一方、事業内容の精査を徹底し過大な見積もりを行わないのは当然であり、過去の決算状況等も勘案し適切に所要額を要求すること。

(4) 事務事業評価システムを活用し、すべての事業について、可能な限り数値目標、定量的な事業効果、事業終期を明示すること。

## 2 工夫を凝らし、施策への重点化と新規事業の創出に取り組む

- (1) 『安心で活力あふれる和歌山』の実現を目指し、「産業振興と雇用の確保」、「都市との交流による地域活性化」、「最小不安社会の実現」、「環境・美化社会の創造」、「健康で、心豊かな社会の推進」、「人づくり・教育改革」及び「県土整備・まちづくり」に重点的に取り組むとともに、喫緊の課題や当面の景気・雇用対策についても適切に対応していく。
- (2) 県民ニーズを的確に把握し、重点的に推進するとともに、雇用増を図るなど本県が抱える課題解決に果敢に取り組むため、全国に先駆けた新規事業を行う場合は、「課題対応型予算」として要求基準にとられることなく要求を認めること。なお、この場合、後述のガイドラインの達成を前提とするため、既存事業の洗い直しを徹底すること。
- (3) 県民の利便性と集客力のアップ等のために、県有施設のリニューアル等を計画的に実施する場合は、適正かつ必要最少の所要額について要求を認めること。  
なお、料金収入等受益者負担を前提として運営される施設の計画については、あらかじめ採算性等を十分検討すること。
- (4) 上記(2)及び(3)以外の新規事業についても、既存事業の見直しによる新陳代謝を図ることにより積極的に取り組むこと。
- (5) 県民福祉を増進する一方で中長期的には経費の削減につながるような仕組みや、和歌山モデルなど新たな発想による施策展開や県民との協働に積極的に取り組むこと。
- (6) 「和歌山県人権施策基本方針」を踏まえ、人権尊重の社会づくりに十分配慮すること。
- (7) 新規事業の実施期間は、洗い直しの徹底及び事業の効率的な執行等を図るため、原則3年以内のサンセット方式とすること。

## 3 財政健全化に向けた取り組み

- (1) 「財政改革プログラム」を着実に推進するため、徹底したコストの削減や施策の洗い直しに取り組む。  
このため、これまで積極的に推進してきた事業や人件費を含めたすべてについて聖域なく見直しをする必要があり、あらゆる視点から総点検を実施すること。
- (2) 見直しについては、ガイドライン(目標)を示すこととし、県負担額ベースで、既存事業は概ね10%、また、公共事業及び県単独投資は概ね3%の削減を図ることとする。  
このガイドラインの達成は、一義的には各部局の自主的・主体的な努力に委ねることとする。  
なお、見直しにあたっては、一律削減は厳に慎み、重点施策の展開も含めて施策全般を総合的に勘案のうえ、役割分担や費用対効果、必要性、緊急性、時代の趨勢等を洞察し、各部局の自主的・主体的な判断・考え方に基づく見直しを徹底したうえで要求すること。  
また、今後の「三位一体の改革」の動向によっては、更なる見直しを求めることもあり得るので留意のこと。
- (3) 経済情勢の推移を見極めるとともに、特に「三位一体の改革」の先行きが不透明であることから、従前にも増して情報収集を行うなど、各省庁の概算要求状況や予算措置状況、地方財政措置の動向に留意し、財源の確保に最大限努める一方、税源移譲の伴わない廃止・縮減対象の国庫補助負担金については、その代替財源を安易に一般財源に求めないこと。

### 第3 個別事項

#### 1 歳入に関する事項

##### (1) 県 税

今後の経済情勢の推移等を十分見極めるとともに、負担の公平性を確保するために徴収率の向上を図り、見込み得る額を適切かつ最大限計上すること。

##### (2) 地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金

地方財政計画や過去の実績を勘案のうえ、見込み得る額を適切かつ最大限計上すること。

##### (3) 国庫支出金

国の動向等を十分見極め、適正な額を計上し、過大見積もりや年度途中における大幅な補正が生じないように留意すること。

特に、「三位一体の改革」に伴う国庫補助負担金改革如何によっては、大幅な見直しが必要となることに留意すること。

また、国の概算要求の状況等も精査し、現在県単独で実施している事業について、国庫対象となるものがないか十分に検討すること。

##### (4) 分担金及び負担金

事業内容、受益の程度、他事業との均衡等を勘案して必要な見直しを行い、負担の適正化を図ること。

##### (5) 使用料及び手数料

対象件数を的確に把握し、適正な額を計上すること。

また、有料施設にあっては、新たな観点から料金収入の増収に努めること。

##### (6) 財産収入、諸収入、その他の収入

従来の実績を精査するとともに、徴収方法の改善等創意工夫により極力増収に努め、見込み得る額を最大限計上すること。

##### (7) 県 債

中長期的な財政の安定的運営を確保するため、長期債の導入等により極力公債費の増嵩を抑制することとし、地方債計画等に基づく適正な充当可能額を計上すること。

##### (8) その他

一般財源扱いとなる歳入についても、財源確保の観点からあらゆる収入を洗い直し、可能な限りの額を計上すること。

#### 2 歳出に関する事項

##### (1) 職員費（報酬を除く人件費）、公債費、諸支出金

年間所要額を計上する。

「新地方行革指針」、財政改革プログラム等を踏まえ、定員の適正化に努めることとし、事務の簡素合理化や民間委託等の活用、適正な人員配置により新規行政需要などに弾力的に対応することで職員費の増嵩を極力抑制するとともに、賃金支弁職員についても、その削減に努めること。

また、政令等によらない増員要求は、原則として認めない。

##### (2) 政策経費

政策推進費

ア 特定施策費

(ア) 義務的経費

法令等国の制度に基づき実施する「扶助費」、「補助費」などの義務的経費については、過去の決算額等を検証のうえ、適正な年間所要額を見積もること。

(イ) 積立金

一般財源による新たな基金積立ては、原則として行わない。

(ウ) 繰出金

特別会計についても、この要領を踏まえ、必要かつ最少の経費を見積もることにより、繰出金の縮減を図ること。

(エ) 出資金、貸付金

目的・効果・条件及び実績等、制度全般にわたる検討を加え、資金の効率的な活用に留意して所要の額を適正に見積もること。

(オ) 予備費

前年同額を計上する。

イ 大規模施策費

特定の施策推進のため、短期間に相当の支出を必要とするものとして事前協議済みの経費については、適正かつ必要最少の所要額を見積もること。

各種建設事業については、新たな施設の建設は、原則として協議済みの事業のみとし、現在計画中の事業についても、必要性の観点から再度熟慮したうえで、公共施設としての使用目的に応じた適正な規模、構造等のほか、後年度負担にも留意し、極力、工事費の抑制に努めること。

また、料金収入等受益者負担を前提として運営される施設の計画については、あらかじめ採算性や運営主体、運営方法等を十分検討すること。

ウ 一般事業費

既存事業については、ガイドラインに基づき、徹底した見直しを行うこととし、新規・既存を問わず、施策のより一層の重点化・効率化を図ること。

したがって、事業の優先順位の吟味、目標・期限の設定、費用対効果や後年度財政負担の検討、組織や人員増をもたらさないための工夫はもとより、事業の実施効果の定量的検証を行い、事業の統廃合等思い切った見直しを行うこと。

物件費については、一部を除き「標準事務費」として整理するので、各部局の主体的判断により、過去の決算額等を勘案のうえ、必要な科目に計上して要求すること。

基盤整備費

ア 特定公共事業費

(ア) 国直轄事業負担金

国の事業計画を的確に把握し、所要額を適正に見積もること。

(イ) 災害復旧事業費

過去の実績等を勘案し、年間所要見込額を適正に見積もること。

## イ 一般公共事業費

公共事業費については、国の公共投資の方針や各省庁の予算措置の動向に留意したうえ、地域の実情も踏まえ、従前以上に緊要性の高い事業や箇所为重点的・効率的に配分するよう配意するとともに適正に見積もること。

また、近年、多額の繰越が生じていることに鑑み、用地取得の見通し等、年度内執行の可能性に特に留意のこと。

なお、県単独投資も含めた公共工事については、重点投資及びコスト縮減対策の推進、客観的な評価による効率性の確保等により、一層の効果的・効率的な実施に努めること。

なお、公共事業とともに県単独投資事業についても、県産品・県産材を積極的に活用するなど、新たな観点から、本県の特性を活かす工夫に大いに取り組むこと。

## ウ 県単独投資事業費

年度内執行の可能性、投資効果、地域の実情等を十分検討し、公共事業との関連性を考慮のうえ、緊要性や優先順位に従って事業を厳選することにより、重点整備を図ること。

また、県単独事業に係る事務費については、事務費率の見直しなど事務費の縮減に努めることとし、実質事業費の確保に努めること。

## (3) その他留意点

行政改革の観点から、事務の簡素化・合理化及び効率化を図り、なお一層の節減に努めることとし、要求基準の趣旨に沿い必要最少限度を見積もること。その際、平成17年度に実施した予算執行状況調査の結果や平成16年度に示した「コスト削減取組指針」を踏まえ、事業費や各種単価等の設定にあたっては、なお一層の精査を行うとともに、競争原理の導入等契約の締結方法の見直しを行うこと。

また、環境に及ぼす負荷の低減の観点から「和歌山県地球温暖化防止実行計画」等を積極的に推進すること。

さらに、「地産地消」の観点から、県産品・県産材の積極的な活用に努めること。

## 国庫補助事業

国庫補助事業であっても、その事業効果や随伴して県費を投入する意義等について、先例にとらわれることなく主体的に判断のうえ、県勢発展のために真に必要なもののみ要求すること。

## 法令に基づかない補助金・負担金

これらについては、従来からも行政の財政的関与の必要性、補助目的、効果等の観点からの検討を加えてきたところであるが、平成18年度予算についても、「県単独補助金の見直しについて」(平成16年8月12日付け財第128号)を踏まえ、要求段階においてその必要性を十分に吟味し、積極的に整理・統合、廃止・縮小などの見直しを行うこと。

特に、費用対効果の観点、事業効果が希薄と思われる補助金・負担金については徹底して見直しを図ること。

#### 行事（イベント）や審議会等

これまで、継続して実施してきた行事（イベント）・審議会等についても、施策効果などの観点から改めて点検し、見直すべきものについては、積極的に整理・統合を図ること。

なお、地方分権の流れを受け、今まで法律や政令等により義務づけられていた各種審議会の設置の必要性をはじめ、引き続き全体的に事務内容の見直しを行うこと。

#### 県有施設の運営

既存の県有施設については、引き続き指定管理者制度の円滑な導入を図るとともに、経費節減に努めることは当然のことながら、特に有料施設にあっては、県民の利便性の向上、利用率の向上を図る工夫を行うこと。

#### 試験研究機関

試験研究機関については、意欲ある試験研究を発掘し、固定観念にとらわれることなく、その活性化策を積極的に展開し、より県勢の発展に寄与する成果の実現に努めること。

#### コンピュータ・システム開発等の経費

コンピュータ・システム開発等の経費については、「和歌山県情報処理規程」に基づき、あらかじめ情報システム課による協議・審査を経たうえで要求すること。

なお、情報システム課への協議は、審査に時間を要する場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

## 第4 特別会計等

### 1 特別会計

特別会計についても、一般会計に準じ編成することとする。

財源不足額について、安易に一般会計からの繰入金に依存することなく、長期的見直しのもとに会計の健全かつ安定的運営に努めること。

また、公営企業（準公営企業を含む）会計については、独立採算性の原則及び経済性を十分認識し、所管する事業を徹底して見直すなど、その内容について従前以上に厳しく精査し、収益の確保に全力をあげて努めること。

なお、「地方公営企業の経営の総点検について」（平成16年4月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）を踏まえ、事業の一層の自立性の強化と経営改革の推進を図ること。

### 2 公社等

事業計画、予算の策定にあたっては、この通知の趣旨はもとより、「新地方行革指針」を踏まえ、収益の確保、経費削減、資金調達・運営方法の見直しなど経営の合理化に努め、長期的見直しのもとに健全経営の確保を図るものとし、安易に財政援助を期待することのないよう関係各部局において指導を徹底すること。